

松原市指定文化財調書

文化財の種類 : 有形文化財 美術工芸品 彫刻

記号番号 : 彫第4号

名称・員数 : 西方寺 木造 十一面観音立像 1躯

所有者 : 宗教法人 西方寺

所在地 : 松原市三宅中5丁目11番16号

年代 : 平安時代後期(12世紀後半)

材質・法量等 : 針葉樹 一木造 像高 93.2cm

指定年月日 : 平成30年(2018)9月20日

[説明]

西方寺(融通念仏宗)観音堂の本尊である本像は、像高 93.2cm(3尺)、髪際高 75.0cm(2尺4寸8分)をはかる十一面観音立像で、頭上に頂上化仏と頭上面をつけ、右手を下ろして掌を前に向け、左手は肘を曲げて水瓶を執り台座上に立つ。構造は、頭体幹部を針葉樹系の一材から彫り出している。

ふっくらとした丸い面相部に浅い目鼻立ちを彫り出して、まとまりのよい穏やかな表情をみせている。胸や腹などの抑揚を強調しない体躯に表された衣文は全体に浅く、袴の折り返し先端部を丸く処理するなど平安時代後期彫刻の特徴をよく示している。

下半身の造形はまったく破たんをみせていないものの、頭部正中と脚部中央とを比べると、体躯は胸下あたりから左外側に向かって大きくねじれおり、正中線に狂いが生じている。

こうした歪みをもつ彫刻は平安時代の一本造彫刻にままみられ、その原因としていくつかの事情が考えられる。ひとつには寺社に由緒ある木(靈木・神木)が彫刻用材として使用され、整った造形よりも彫刻に使われた用材の由緒や来歴が重視された結果、木(靈木)の曲がりや節、空洞(ウロ)がそのまま彫刻面に現われる場合がある。次に用材の特性

があげられる。通常、材木は伐採後に十分に乾燥させて用材に使用されるが、乾燥(期間)が不十分である場合、用材に干割れや歪みが生じる。多くの一木造彫刻の場合、これを防ぐために背面等に内削りを施している。本像の場合、下半身の造形に破たんが認められないことから後者の可能性も高いと考えられる。この場合でも十分な乾燥期間が得られない事情があったものと想定され、前者の事情も考慮される。

本像は、天慶5年(942)に菅原道真(天満大自在天)を祭神として創祀された屯倉神社の神宮寺梅松院の本地仏であったが^(注1)、明治4年(1871)の廃仏毀釈により梅松院が廃寺となった後に西方寺へ移された^(注2)。梅松院は山号を「菅應山」^{かんおうざん}と称する無本山の真言宗寺院で^(注3)、天明3年(1783)「天満宮境内絵図」(三宅・妻屋家文書)によると現在の社務所付近に觀音堂・梅松院・鐘撞堂が存在したようである。

本像が觀音堂に本地仏として安置されていたことは、梅松院から西方寺へ移された版本と「本地堂」の扁額からも明らかである。版本は江戸時代後期(18世紀)のもので、中央に十一面觀音像を配し、下段には「河内国丹北郡三宅邑梅松院」、上部には「天満宮本地/十一面觀世音/聖徳太子御作」と刻まれている。

梅松院(觀音堂)は、江戸時代には河内における西国三十三か所の札所寺院として信仰を集めていたようで、旧暦7月10日(現8月10日)に行われる千日会で三宅村の融通念佛宗徒が西国三十三所詠歌を唱えていた記録が文化8年(1811)の「社役定式」(三宅・大橋家文書)に残る^(注4)。

觀音信仰は西方寺觀音堂へ本像が移された明治時代以降も続き、「河内一州三十三所靈場」・「河内新西国三拾三靈場」の札所として昭和50年代まで賑わった。現在は札所を離れたが、三宅詠歌講の人々が毎月第2日曜日(ただし、8月のみ千日会のため実施せず)に本像の前で河内西国三十三所詠歌や般若心経などを唱えており、本像への信仰は途絶えることなく続いている^(注5)。

本像は松原市における神仏習合の実例を示した平安時代の貴重な作例であるばかりでなく、三宅村における觀音信仰や近代から戦後にかけての河内西国巡礼など、松原市の信仰史を物語る貴重な作例と考えられる。

〔調　書〕

〔形　状〕

本体：高髻を結い、頂上仏面、地髪部に頭上面をのせ、宝冠(銅製)をつける。地髪はまばら彫り。白毫をあらわす。耳朶環状。左手は肘を曲げて水瓶をとり、右手は肘を軽くまげて垂下し、掌を前にむける。瓔珞(銅製)をつけ、条帛、裳(一段折り返し)、天衣を着け、台座上に足先を揃えて立つ。両肩を覆う天衣は左右の上膊内側にかかるて大脚部に掛かり、その後上膊外側にかかり垂下する。上半身と下半身にねじれが認められる。

光背：光身は二重円光、光縁は雲形に蓮華座上に種字(キヤ)を表した光輪を11か所に配した舟形光背。

台座：四隅に四天王像を配した方形框上に岩座、反花、受座、敷茄子、蓮華座からなる。

〔品質構造〕

針葉樹系材 一木造 彫眼 体部漆箔 衣部古色

頭体を通して一木から彫出する。内例りは施さないか。両肩以下別材製。両手肘から先は別材製。右手内外側にかかる天衣、左外側にかかる天衣別材。両足先別材。

〔保存状況〕

後補：金銅製宝冠、瓔珞、両手肘先以下、水瓶、天衣遊離部、両足先、台座、光背、表面の漆箔、古色。

欠損・亡失：右手第2指、同第1・3~5指第1関節より欠損。錫杖亡失。

〔時　代〕

平安時代後期(12世紀後半)

〔法量細目〕

髪際高	75.0cm	頂・顎	26.8cm	髪際・顎	8.9cm	面幅	9.0cm
耳張	12.0cm	面奥	13.2cm	胸厚	12.2cm	腹厚	12.2cm
肘張	29.9cm	裾張	19.6cm	足先開(外)	14.4cm	同(内)	8.1cm

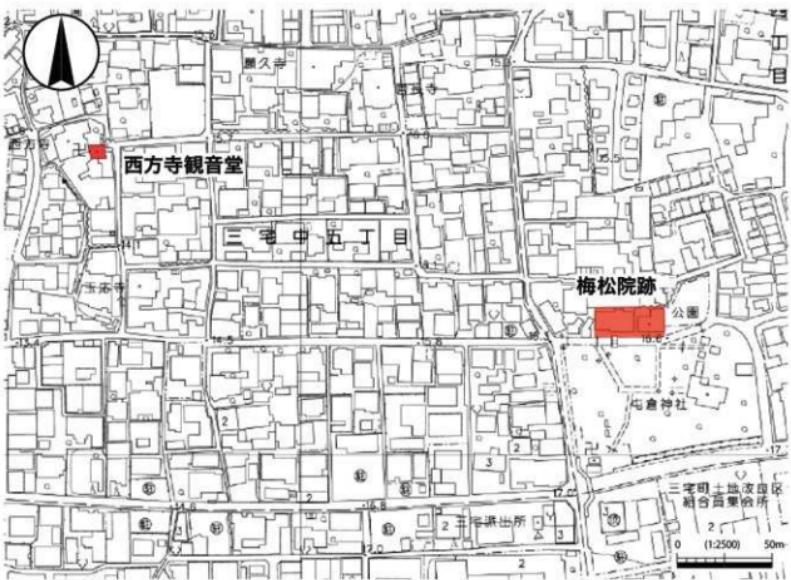
-
- (注1) 屯倉神社所蔵の享保11年(1726)「三宅天満宮縁起(以下、「縁起」と略す)」による。「縁起」によると元は「三宅寺」と呼ばれていたが、菅原道真が大宰府に左遷された際に道真の後を追って大宰府へ飛んだ飛梅と飛松の伝説にちなんだ「梅松院」と名を改めたとされる。
- (注2) 井上正雄『大阪府全志』巻四 1922 による。明治7年(1874)に西方寺より堺県に提出された「境内建物取調帳」(大阪市立大学所蔵旧橋本家文書)には観音堂の記載がないため、本像が移されたのはこれより後と考えられる。
- (注3) 正徳元年(1711)「八上郡・丹北郡内七か村寺社改帳」(『松原市史』第五巻 1976年 松原市役所所蔵)に「真言無本寺 梅松院」とある。また、梅松院より西方寺に写された弘法大师千回忌を記念して製作された弘法大师坐像(天保4年・1833)や同年銘のある燭台(五具足のうち)からも分かる。また、山号については後述する十一面観音の版木裏面に「首應山/方違之御札 梅松院/神宮寺」と刻まれていることから分かる。
- (注4) 一 御本地觀世音菩薩七月十日千日会備物等社僧より被供誦經可被致候并当村大念仏宗旦中被相頼 西国卅三所詠歌可有事
- (注5) (財)松原市文化情報振興事業団『第十八回特別展 河内西国巡礼と松原』(財)松原市文化情報振興事業団 2007。



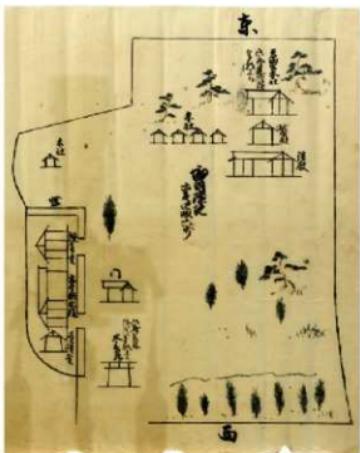
西方寺 木造 十一面觀音立像



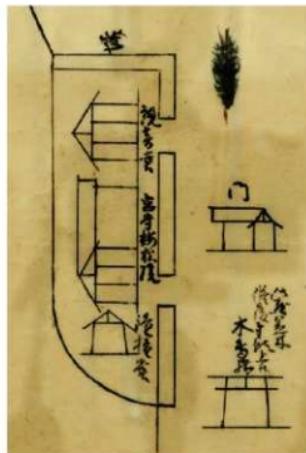
西方寺観音堂（東から）



西方寺観音堂及び梅松院跡位置図



天満宮境内絵図(妻屋家文書)



天満宮境内絵図部分拡大



十一面観音立像 版木(表面)



十一面観音立像 版木(裏面)